

ごみの分け方・出し方

生活環境課 ☎52-0679 (直通)

家庭系ごみ

■地区ごみステーションをご利用の世帯

資源物やごみを出す場所（ごみステーション）の設置と管理は、地域住民の主体性により行われています。このため、転入や転居などにより初めて資源物やごみを出す場合は、お住まいの区の常会長（組長）などに了承を得た上で、ごみステーションへ搬入してください。

「もえるごみ」「うめたてごみ」「プラスチック製容器包装」は、指定袋をご利用ください。詳細は次ページ「塩尻市指定ごみ袋の種類」をご覧ください。

分別方法と収集日程は「資源物・ごみ分別案内収集日程表」のとおりに行ってください。「資源物・ごみ分別案内収集日程表」は毎年2～3月頃、区などを通じて配布しますが、市役所生活環境課または各支所でも配布しています。

また、分別方法や収集日程は「塩尻資源物・ごみ分別アプリ」からも確認することができます。



アプリ画面イメージ図



アプリダウンロード
QRコード®
Android



アプリダウンロード
QRコード®
iPhone

■集合住宅（アパート）などにお住まいの世帯

地区ごみステーションを利用する世帯と、管理会社等が、ごみ収集運搬業者と直接収集契約を結んだ、専用ごみ集積所を利用する世帯に分かれています。

地区ごみステーションを利用する世帯は「■地区ごみステーションをご利用の世帯」のとおりです。

集合住宅専用のごみ集積所をご利用で、「事業用ごみ袋」の使用が指定されている場合は、次の「事業系ごみ」をご覧ください。

事業系ごみ

ごみ収集運搬業者と直接契約している集合住宅から排出される廃棄物は、事業系ごみの区分となります。

もえるごみは、「事業用もえるごみ専用指定袋」、プラスチック製容器包装は、全市統一の「プラスチック製容器包装指定袋」をお使いください。

なお、収集品目や日程、収集場所に関しては、「事業系のごみの分け方・出し方」をご参考のうえ、管理会社または大家にご確認ください。



事業系ごみの分け方・出し方

塩尻市指定ごみ袋の種類

塩尻市の指定ごみ袋は10枚セットで市内を中心にスーパーやコンビニ、ホームセンター等で取り扱っています。塩尻市では、ごみの減量・資源化の促進、公平性を図るため、ごみ処理費の一部をご負担いただいております。「一般家庭専用もえるごみ」「一般家庭専用うめたてごみ」の指定袋は袋代の外に、容量に応じたごみ処理手数料がかかります。ごみを出す人に責任を持っていただくため、指定袋には必ず記名をしてください。

種類	容量	ごみ処理手数料 (1枚/円)
一般家庭専用 もえるごみ 専用指定袋		45ℓ 60円
		25ℓ 30円
		14ℓ 15円
一般家庭専用 うめたてごみ 専用指定袋		30ℓ 60円
		18ℓ 30円
		8ℓ 15円
事業用 もえるごみ 専用指定袋		70ℓ なし
		45ℓ なし
		25ℓ なし
プラスチック 製容器包装 指定袋		45ℓ なし

塩尻クリーンセンターへの持込み

問 塩尻市大字柿沢303番地
☎56-2221 FAX56-2447

必ず**分別をして**お持込みください。事業所から出た産業廃棄物に当たるものは持込めません。

●持込めるもの

もえるごみ (例：生ごみ等)
うめたてごみ (例：植木鉢、花瓶等)



有害物 (例：蛍光管、乾電池等)



可燃粗大ごみ (例：布団、じゅうたん、畳、大型プラスチック製品、チャイルドシート、スキー用品等)



剪定木

●持込めないもの

資源物 (金属、紙、ペットボトル、缶、びん)
医療品
引火性のある物
農機具・資材
建築廃材
金属類・複合粗大ごみ (例：スプリング入りマットレス)
家電リサイクル法対象機器
産業廃棄物

●持ち込むことができる方

原則として「排出者本人」しか持ち込むことができません。

●持 ち 物…身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード等)

●料 金…150円/10kg

●受 入 日…平日、土曜日 (午前)、祝日又は振替休日の月曜日

●休 業 日…日曜日、祝日 (祝日の月曜日は除く)、12月31日～1月3日

●受入時間…平 日：午前8時30分～午前11時45分
午後1時00分～午後4時30分
土曜日：午前8時30分～正午

※詳しくは、「資源物・ごみ分別案内収集日程表」、「塩尻資源物・ごみ分別アプリ」または市ホームページをご確認ください。

ごみの減量・3R (リデュース・リユース・リサイクル)

☎生活環境課 ☎52-0679 (直通)

塩尻市は、住みよく、豊かさを感じられる生活環境、より環境に配慮した暮らしを育むために、もえるごみやうめたてごみなど環境への負荷が高いごみを減らし、また、分別によるごみの資源化など、3R (リデュース・リユース・リサイクル) を推進しています。

リデュース (減らす)

例：レジ袋をもらわない・過剰包装を断る・食べ残しをしない等

食べ残しを減らそう「30・10運動」

食品ロス削減のため、「30・10運動」に取り組んでいます。宴会が始まって30分間と終わる10分前には、出された料理をしっかり食べて、食べ残しを減らす運動です。



「30・10運動」協力店にはコースターとポスターを配布し、啓発しています。御協力いただける飲食店や店舗は生活環境課までお問い合わせください。

リユース (繰り返し使う)

譲ります・譲ってください

市内のご家庭で不用となったもので、まだ十分に再利用できる品物をリユースするため、市民同士の譲り合う情報の提供を行っています。詳しくは市ホームページ又は広報しおじりをご確認いただくか生活環境課までお問い合わせください。

リサイクル (再資源化)

再資源化している収集物 (資源物・有害物)

地区のごみステーションで収集しています。

(※は区ごとの指定場所)

- ・ペットボトル、紙類、缶類、布類、びん類、プラスチック製容器包装、小型家電類、金属類、剪定木、落ち葉、てんぷら油 (※)、蛍光管、乾電池

小型家電回収ボックス

有用貴金属の効率的な回収のため、次の場所に回収ボックスを設置し、収集をしています。

- ・塩尻市役所本庁1階ロビー
- ・市民交流センター2階ロビー
- ・広丘支所



回収するもの

- ・携帯電話端末
- ・PHS端末
- ・デジタルカメラ
- ・ビデオカメラ
- ・MDプレーヤー
- ・デジタルオーディオプレーヤー
- ・フラッシュメモリ
- ・ICレコーダー
- ・補聴器
- ・USBメモリ
- ・メモリーカード
- ・電子書籍端末
- ・電子辞書・電卓
- ・電子血圧計
- ・電子体温計

市営霊園・合葬式墳墓

問生活環境課 ☎52-0744 (直通)

東山霊園のご案内

所在地：塩尻市大字旧塩尻字東山1408の1

●東山霊園聖地

墓地使用に関わる手続きや、住所変更、承継等による許可内容の変更については必ず所定の手続きを行ってください。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

	永代使用料	管理手数料 (毎年1回)
統一聖域1~3	300,000円	3,130円
統一聖域増設	380,000円	
自由聖域	625,000円	4,840円

●購入条件

- ・本市に住民登録又は本籍があること
- ・手元にお骨があること
- ・使用許可を受けた日から概ね3か月以内に碑石を建立すること

●合葬式墳墓

従来の個人の墓地とは異なり、他の方と共同で埋蔵する形態のお墓です。申込時の使用料のみで、毎年の管理料は不要です。また、立会人を選出することで生前の申し込みも可能です。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

	塩尻市民の方	塩尻市民以外で塩尻市に本籍がある方
共同埋蔵室	50,000円	62,500円
個別埋蔵室1体用	150,000円	187,500円
個別埋蔵室2体用	300,000円	375,000円

●購入条件

- ・本市に住民登録又は本籍があること
- ・個別埋蔵室2体用は、手元に1体又は2体お骨をお持ちの方

公害

問生活環境課 ☎52-0744 (直通)

●公害 (騒音・振動・悪臭) で困ったとき

近隣の工場や工事現場の音・振動が気になる、嫌な臭いがする、このような事業所等からの公害で地域の皆様がお困りの場合、生活環境課までご相談ください。

犬の登録、狂犬病予防注射

☎生活環境課 ☎52-0744 (直通)

■狂犬病予防注射

犬の所有者は、生後90日以上の子犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けることが、狂犬病予防法により定められています。予防注射は次の方法で受けることができます。

①市で実施している集合注射で受ける

毎年4月～5月に実施しています集合注射実施会場で狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済証の交付を受けてください。

②動物病院（獣医師）で受ける

狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済証の交付を受けてください。済証は市役所生活環境課へ提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください（市内の動物病院でも交付を受けることができます。）。

※新たに犬を飼われた方は生後90日を過ぎましたら登録をして、動物病院と相談しながら、狂犬病予防注射を受けてください。

持ち物	注射実施費用	
費用	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
	狂犬病予防注射料金	3,050円
	計	3,600円

※動物病院（獣医師）で受ける場合は、別途の経費がかかります。

■新しく犬を飼い始めたとき

犬を飼い始めてから30日以内（生後90日以内の子犬の場合は90日を経過してから30日以内）に、犬の登録の申請をしてください。申請は市役所生活環境課窓口で受け付けます。市内の動物病院又は、毎年4月～5月に実施する集合注射の会場でも申請を受け付けています。

●登録手数料：3,000円（1頭につき）

■住所を変更したとき

●市内で転居したとき

今の鑑札をそのままお使いいただけます。登録事項の変更を届け出てください。

●市外へ転出したとき

塩尻市で発行した鑑札（楕円形のもの）を持って新住所地の市町村役場へ登録事項の変更を届け出てください。

■市外から転入したとき

前住所地の市町村で交付された鑑札をご持参のうえ、登録事項の変更を届け出てください。以前の鑑札と交換で塩尻市の鑑札をお渡しします。鑑札を紛失した場合は再交付手数料（1頭につき1,600円）がかかります。

■飼い主が変更になったとき

新しい飼い主が登録事項の変更を届け出てください。その際に前の飼い主の名前、住所を確認します。
※犬を譲渡する場合は、鑑札も一緒に引き渡してください。

■飼い犬が死亡したとき

鑑札を添えて届出をしてください。
※これらの届出が、速やかに行えない場合でも、電話等によってご連絡ください。

■飼い犬が行方不明になったとき、 迷い犬を保護したとき

県松本保健福祉事務所、市役所生活環境課及び最寄りの警察署まで連絡をしてください。また、報道機関では、迷い犬の情報を紙面等に無料で掲載していただける場合があります。

■飼い犬が人を咬んだとき、 犬に咬まれたとき

県松本保健福祉事務所に連絡をしてください。飼い犬が人を咬んだときは、その犬の飼い主が、県松本保健福祉事務所に届出をする義務があります。



困ったときの相談窓口

問 市民課 暮らしの相談窓口 ☎52-0280

消費生活相談窓口

消費生活問題の専門窓口として、悪質商法や架空請求、多重債務などの相談のほか、購入した商品やサービスに対するトラブルの消費生活相談をお受けし、消費生活相談員が助言やあっせんなどの問題解決のお手伝いをします。困ったときは一人で悩まず、お早めにご相談ください。早ければ早いほど、被害の回復や軽減ができる場合があります。電話又は来所で相談できます。窓口で相談されるときは、契約書、見積書、領収書、送付された文書やパンフレット等があればお持ちください。秘密は固く守られ、相談は無料です。

なお、相談内容によっては回答できない場合や、他の相談窓口を紹介する場合があります。また、被害の発生を未然に防止するための消費生活出前講座や、情報発信を行います。他市町村の方はお住まいの消費生活相談窓口、消費生活センター、又は長野県消費生活センターにご相談ください。

●塩尻市消費生活センター

(塩尻市役所1階 市民課市民係内)

●場所

塩尻市大門七番町3番3号 ☎52-0280

●受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

なお、土・日・祝日は「188」(消費者ホットライン)をご利用ください。

●消費生活出前講座をご利用ください

地域やグループを対象に、消費生活に関する情報や、悪質商法や詐欺などの被害の未然防止を図るための講座です。高齢者を狙った悪質商法や詐欺などの被害が後を絶ちませんが、こうした被害は誰でも遭う可能性があります。「私は大丈夫」と思わず、消費生活に関心を持つことは、被害を防ぐためにとても大切です。

リーフレットなどを利用し、悪質商法や詐欺などの最新の事例を交えながら、その手口や対処方法について説明します。休日や夜間も行い、イベントや会議などの催しに併せ短い時間でも、ご要望に応じます。

講座は無料ですが、事前に予約が必要です(会場は、申込者においてご用意ください)。

お気軽にお問い合わせ、お申し込みください。

外国籍市民相談窓口

外国人(がいこくじん)のみなさんが安心(あんしん)して生活(せいかつ)できるように、お手伝(てつだ)いします。

生活(せいかつ)、仕事(しごと)、医療(いりょう)、教育(きょういく)、子育て(こそだて)など、わからないことがあれば、相談(そうだん)してください。

知(し)り合(あ)いの外国人(がいこくじん)の人(ひと)にもお知(し)らせください。

●こんなこと、困(こま)っていないですか?

●「学校(がっこう)や市役所(しやくしょ)からの手紙(てがみ)が読(よ)めない」

●「ごみの捨(す)て方(かた)を知りたい」など、生活(せいかつ)に関係(かんけい)する情報(じょうほう)を知(し)りたい。

●「日本語(にほんご)を学(まな)びたい」

など、生活(せいかつ)に関(かん)する質問(しつもん)、相談(そうだん)に応(おう)じます。

●ご利用(りよう)できる方(かた)

●外国籍市民(がいこくせきしみん)の方(かた)

●身近(みじか)な外国籍市民(がいこくせきしみん)の方(かた)に代(か)わって相談(そうだん)をしたい日本人(にほんじん)の方(かた)

●外国人(がいこくじん)の雇用(こよう)をしている企業(きぎょう)の方(かた)

など、どなたでもご利用(りよう)いただけます。

●塩尻市外国籍市民相談窓口

☎52-0280(塩尻市役所1階 市民課市民係内)

●受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

内容		相談機関	相談時間など
こころへ	こころの健康に関する相談	こころの健康相談 メンタルヘルス相談	健康づくり課保健予防係
	生活・福祉に関する相談窓口	生活保護に関する相談	福祉課生活支援係
		年金の受給、免除申請等に関する相談	市民課国保年金係
		税金の納付に関する相談	債権管理課
		国民健康保険の加入、国保税額の確認、高額療養費の支給等に関する相談	市民課国保年金係
	消費生活に関する相談窓口	消費者トラブルや特殊詐欺に関する相談	塩尻市消費生活センター 市民課市民係
	外国人のための相談窓口	毎日の生活で困ったことなど様々な相談	塩尻市外国籍市民相談窓口 (市民課市民係)
	くらしの相談窓口	法律・行政・生活等の市民相談	市民課・市民係
女性や男性のための相談窓口	配偶者暴力(DV)に関する相談 人間関係、家庭内の問題など様々な相談	社会教育スポーツ課共生推進係 相談専用 ☎54-0783	
若者に関する相談窓口	18歳からおおむね40歳までのニート・ひきこもりなどの悩みを抱える方とその保護者・支援者のための相談	家庭支援課元気っ子・若者サポート係 相談専用 ☎52-0891	
子育て・教育	子どもに関する相談窓口	妊娠・出産・育児に関する相談	健康づくり課保健予防係
		児童虐待の通報	●家庭支援課 ●児童相談所全国共通ダイヤル「189」
		子育て全般・就学・子どもの発達に関する相談	家庭支援課
		ひとり親家庭に対する相談・支援	家庭支援課家庭支援係
		乳幼児・中学校卒業までの児童・障がい者・母子、父子家庭等の方の医療費助成について	福祉課福祉給付係
		保育園入園に関すること、子育てに関するサービスやアドバイス	こども課
高齢者	高齢者に関する相談	介護予防、虐待、認知症等高齢者やその家族の介護に関する相談を始め、生活全般に関する相談	中央地域包括支援センター(長寿課)
		介護認定申請、保険料納付に関する相談	長寿課介護保険係
		後期高齢者医療の高額療養費の支給、保険料の納付等について	市民課国保年金係
障害福祉	障がい者等に関する相談窓口	障がい福祉に関する相談	福祉課障がい福祉係
		障がい者虐待に関する相談	福祉課障がい福祉係

上・下水道

問 上水道課 ☎52-0280 / 水道お客さまセンター ☎52-0863

■水道に関する届出

次のような場合は、お早めに（3日前まで）手続きをお願い致します。

区分	届出の方法等			
	窓口申請	FAX	TEL	郵送
給水装置使用開始届（休止中の水道の使用を開始するとき）※1	○	○	○※2	○
給水装置休止届（水道の使用を休止するとき）※3	○	○	○	○
給水装置使用者名義変更届（使用者名義や社名等の変更又は住所等を変更するとき）	○	○	×	○
給水装置所有者名義変更届（相続や売買等により水栓所有者の名義が変わったとき）	○	×	×	○

※1 水道を開ける日は、水道を使用開始する日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休日に当たる日は、その前の営業日）までに水道を開けに伺います。

※2 電話による届出の場合は仮受付となりますので、給水装置使用開始届の提出をお願いします。

※3 水道を止める日は、水道を使用しなくなる日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休日に当たる日は、その翌営業日）までに水道を止めに伺います。

届出先・郵送先

〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町4番3号
塩尻市水道お客さまセンター
☎52-0863 FAX52-0716

■水道で困った時の応急処置

●漏水や水が止まらないときは？

蛇口の水が止まらないときや、宅内の立ち上がりで管が破裂した場合などは、不凍栓を閉めてください。水が止まったら、次のページの最寄りの指定工事店に直接連絡して修理をお願いしてください。

●水が出ないときは？

●家の水道すべてから水が出ない場合

家のすべての不凍栓が開いているかご確認ください。アパートやマンションなどの集合住宅の場合は、大家さんや管理会社にご確認ください。隣や上下の部屋の人が入り越した場合に部屋を間違えて不凍栓を閉められている場合があります。

以上のことを確認しても原因がわからない場合には、お客さまセンターまでご連絡ください。

●家の一部の水道の蛇口から水が出ない場合

不凍栓が開いているかご確認ください。また、冬の場合は凍結していることも考えられますので、凍結防止帯の電源をご確認ください。それでも水が出ない場合は、器具の故障も考えられますので、工事をした工事店等に直接ご相談ください。

●水道水が濁っている場合

毎朝洗面器一杯くらいの水が濁るときや、旅行などで長期間、家を留守にした後に水が濁る場合は、宅内の配管内のさびが水道水に混じっている可能性があります。

ご使用前に少しの間、水を出していただければ濁りはなくなります。気になるようでしたら工事をした工事店等に直接ご相談ください。

また、水を出しても濁りがなくなる場合は、水道の本管の水が濁っている可能性があります。上水道課までご連絡ください。

■塩尻市指定給水装置工事業者及び公共下水道排水設備指定工事店

令和3年10月1日現在

※最新の情報については、ホームページをご確認ください。

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
塩尻市				
○	○	(株)アズマ	大字片丘10270-2	54-2780
○	○	永和設備企画(株)	広丘吉田2698-1	58-1820
	○	(株)岡谷組中信支店	大門桔梗町16-2	52-7887
○	○	(有)川上組	大字奈良井837-80	0264-34-3355
○	○	(株)企成工業	大字広丘野村1788-460	54-2060
○	○	清沢土建(株)	大門駅西1059-3	53-5400
○	○	(有)ケー・ピー設備	大字北小野1389	51-8032
○	○	(有)塩尻建友	大字宗賀5154-1	53-0515
○	○	(株)塩尻水建	大字広丘吉田978-2	58-1600
○	○	(有)塩尻設備	大字広丘高出1932-7	54-2478
○		(有)シマダシステム	大字柿沢20-1	53-7346
○		(有)下平工務店	大門二番町6-11	52-0483
○		信州塩嶺高原開発(株)	大字北小野4920-1	56-2311
○	○	(有)水信設備工業	大字片丘11199-5	53-7761
○	○	(有)すまい環境設備	大字洗馬447-9	54-0234
○	○	(有)設備建築	大字広丘野村2016-1	54-3426
○	○	創成工業(株)	大字片丘字今泉9828-7	52-3185
○	○	デザイン機電(株)塩尻営業所	大門七区93-2 プリマヴェラA103	52-8000
○	○	(有)高橋工務店	大字片丘7789-19	52-1519
○	○	(株)中信水道	大門七番町4-16	52-0881
○	○	(有)東広建設	大字広丘堅石2146-246	52-5560
	○	長嶋設備	大字贄川11641	0264-34-2523
○	○	(有)ナカノ	大字広丘堅石2146-560	53-7058
○	○	永原工業	広丘高出1564-2	75-3323
○	○	(有)中村設備工業	大字広丘高出1486-310	52-0419
○	○	(有)南信管業	大字広丘高出1663-6	51-1055
○	○	野沢建設(株)	大字堀ノ内121-8	52-1057
○	○	成岡設備(有)	大字棧敷136-2	53-1673
○	○	(株)野田工業	大門七番町8-9	52-0146
○	○	(有)橋戸商店	木曾平沢1606-1	0264-34-2063
○	○	フリハタ設備	大門二番町3-4	52-8578
○		(株)フューチャーイン塩尻営業所	大門七番町4-3	88-6410
○	○	北信土建(株)	大字広丘高出1816	52-1800
	○	HOTAKA設備	旧塩尻534-7	56-2073
○	○	松本土建(株)塩尻支店	大字広丘吉田1150-3 オーイケ第2ビル	88-7511
○	○	丸水設備	大字片丘5952-5	54-0031
○	○	百瀬設備	大字片丘5034-9	87-8226
○		(有)矢島屋	大字広丘原新田218-18	52-1508
○	○	(有)ロータリー技工	大字広丘堅石2146-87	54-5200
長野市				
○	○	M.K.設備	川中島町原819-8	026-292-9808
○	○	共進建設(株)	徳間633-1	026-213-4681
松本市				
○	○	(株)アイ	里山辺2053-1	050-5534-6161

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
○	○	(株)青木工務所	中条3-3	32-4723
○	○	池田商会	波田8296-15	92-5715
○	○	イチセツ	島内平瀬川西7197	48-3201
○	○	(有)犬飼燃料店	大字新村468-2	31-0032
○	○	ウロコ興業(株)	大手1-7-12	35-6575
○		栄電ナカノ店	大字寿小赤753-3	86-1292
○	○	(株)エムズ・ファクトリー	今井6961-1	85-6588
○	○	(株)オカコー	中央4-4-32	33-2834
○	○	(株)開成設備	神田2-7-7	28-2882
○	○	金澤工業(株)松本支店	大字島内1666-821	47-2202
○		(有)金井配管	大字水汲41-2	46-0514
○		協和工業(株)	筑摩4-16-13	50-6621
○	○	三陽工業長野合同会社	波田9961-2	88-7783
○	○	(株)クサダ	大字島立3849-1	48-5200
○	○	(有)三和テクノ	大字寿豊丘276-1	58-6033
○	○	白鳥建設	梓川梓1925-10	78-6229
○	○	進米設備工業(有)	大字島内3250	48-0005
○	○	(株)水建	大字笹賀7085	86-3381
○	○	(株)高宮組	奈川4082-3	79-2201
○	○	(株)千村設備工業	大字笹賀3042-5	58-2310
○	○	稲洋水道(株)	筑摩1-13-16	26-4079
○	○	東和住設	大字今井4907-1	88-8005
○	○	(株)徳永設備	大字島立2194	48-3113
○	○	(有)富創設備	波田6508-3	92-2217
○	○	(有)ナカザワ	高宮東1-9	25-0088
○	○	(有)ナガセ設備	大字和田2777	48-6016
○	○	(株)ニイタカ	大字里山辺3434-2	34-2943
○	○	日管建設(株)	鎌ヶ崎1-1-38	32-6434
○		日本熱商(株)	大字島立1257-4	48-0707
○	○	ヒラタ設備(有)	平田東3-29-11	88-5989
	○	(株)平林工業	大字笹賀478-14	86-1544
○	○	(株)双子	笹賀4338	88-7619
○	○	(有)二木設備	梓川梓4151	78-2393
○	○	(有)ベスト設備	島内900-74	40-0031
○	○	(株)松本設備	大字島内1894	47-6121
○	○	マナキ	松原71-10	86-7096
○	○	(有)マルカン	大字内田1964	57-8009
○		みずプラン	中川1405	64-2723
○	○	(株)メエツ	大字島立1836-10	48-2317
○	○	(株)数内組岡田事業所	大字岡田町645-1	33-4440
	○	山泉設備	中山台29-8	86-1970
○	○	山本設備工業	梓川梓4710-22	78-2911
○	○	ルピナ中部工業(株)	宮淵2-2-31	32-5568
安曇野市				
	○	(有)アルテ長野	穂高牧727	83-6565

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
○	○	アルプス管工	三郷明盛1151-23	77-8447
○	○	SK住設	豊科田沢5426-5	090-3478-5151
○	○	(株)エムケーシステム	穂高1815-1	82-4987
○		(有)北設備	三郷明盛2046-1	77-7294
○	○	(株)敬陽設備	穂高有明271-1	88-3547
○	○	(株)巧誠	三郷明盛3103	88-5311
○	○	(株)サンエス設備	豊科南穂高82-2	73-2008
○	○	三洋設備工業	穂高8019-1	82-4272
○	○	(株)シナノ	穂高有明1702-9	83-7553
○	○	(株)信濃熱学	穂高柏原4171-1	88-5706
○	○	(株)信州管工	三郷明盛2876-1	77-1311
○	○	(株)ハイテム	穂高1853-3	82-0271
○	○	P.I住設(株)	三郷小倉6425-3	50-7048
○		(有)マルシン設備工業	明科中川手1300-1	62-3030
○	○	(有)丸山設備	明科七貫5809-1	31-3315
○	○	(有)丸山設備	穂高6739-1	81-0288
○	○	(有)三田住設	堀金三田1169-11	73-6423
○	○	(有)みやび設備	穂高8410-7	82-6979
大町市				
○	○	(株)GCI	平8040-92	0261-22-3145
諏訪市				
○	○	(株)アクアテック杉村	上川1-1428-1	0266-75-0038
○	○	(株)胡桃工房	上諏訪8243-12	090-6944-5155
○	○	設備藤森	大字四賀1969-12	0266-57-3471
○	○	タケイセツビ	大字湖南1086-1	0266-58-2553
○		(有)マルワ住設	大字豊田3962-1	0266-58-3337
岡谷市				
○	○	(株)アイテック	神明町2-7-1	0266-23-8500
	○	(株)イワナミ	天竜町1-2-63	0266-22-2222
○	○	(株)オスガ設備	長地権現町1-7-13	0266-27-6622
○	○	(株)上條電設工業	山下町2-1-12	0266-23-5330
○	○	小松設備	長地御所1-3-8	0266-28-5695
○	○	(有)三善工業	東銀座1-1-15	0266-23-3446
○	○	(株)シンニチ設備	郷田2-2-12	0266-22-1365
○	○	信和設備(株)	天竜町3-16-21	0266-22-3302
○	○	水道建設(株)	神明町3-14-15	0266-23-2662
○	○	杉村設備(株)	長地柴宮3-8-4	0266-27-8632
○	○	(株)総設工業	長地片間町1-12-24	0266-28-8504
○	○	十和設備(株)	神明町4-22-18	0266-24-0182
○	○	(株)浜パイピング	山下町1-16-14	0266-23-6885
○	○	松澤工業(株)岡谷支店	長地小荻3-9-22	0266-27-7642
○	○	(有)丸竹下島商店	本町4-1-37	0266-22-2406
○	○	(有)ミヤサカ管工	加茂町4-5-17	0266-22-9615
茅野市				
○	○	(株)設備ティーワッカー	塚原2-9-22	0266-82-9228
伊那市				
○	○	(有)いずみ	中央4562-1	0265-74-8181
○		サンレモン	大字福島1233-1	0265-72-7896

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
○		シミズ技研	西箕輪940	0265-78-2865
諏訪郡				
○	○	(株)アクア住設	富士見町落合3060-34	0266-65-3388
○	○	(有)共同建設	下諏訪町2778-1	0266-28-1365
○	○	(株)クリアコネクト	下諏訪町2484	0266-75-1253
○	○	(有)信濃管設工業	下諏訪町4440-4	0266-28-1352
○	○	(株)シンエイ	下諏訪町6191-1	0120-033-055
○	○	(株)親水工業	下諏訪町社6837-1	0266-27-8399
○	○	(有)諏訪冷熱	下諏訪町4359-11	0266-28-6462
上伊那郡				
○	○	(株)コマツ	箕輪町大字中箕輪1365	0265-79-2568
○	○	(有)辰野ヤジマ設備工業	辰野町大字平出2093-3	0266-41-1438
○	○	(有)にいむら設備工業	辰野町大字平出853	0266-43-0033
○	○	(株)ノザワ	辰野町中央221-1	0266-41-0489
○	○	松田設備(有)	辰野町大字伊那富6016	0266-41-1531
	○	(有)八幡屋設備	箕輪町中箕輪14767	0265-70-7958
下伊那郡				
○	○	(株)南信設備	阿南町西條2162-3	0260-31-0305
木曽郡				
○	○	(株)エスメックフル	木祖村数原994-27	0264-36-2241
○	○	奥原建設工業(株)	木祖村大字小木曾1278	0264-36-2444
○	○	オクハラ住設	木曽町日義3783-3	0264-26-2082
○	○	(有)奥村建設	木曽町福島6179	0264-22-2132
	○	(有)オクモ住設	木曽町開田高原本川5380-5	0264-42-3104
○	○	(株)加藤組	木曽町福島1764	0264-22-2116
○	○	(有)環境サービス	上松町大字小川2419-イ-72	0264-52-2587
○	○	(株)管建工業	大桑村須原1546-1	0264-55-4400
○	○	木曾土建工業(株)	木祖村大字小木曾172-2	0264-36-2555
○	○	(有)三和設備	上松町緑町3-35	0264-52-4520
○	○	(株)下畑住宅設備	木曽町福島463	0264-22-3341
○	○	(株)そやの住設	木曽町日義4488-5	0264-23-8025
○	○	(有)田尻	木曽町福島6168-3	0264-23-2796
○	○	(株)千村建設	木曽町日義2626	0264-26-2335
○	○	山一建設(株)	上松町小川2272	0264-52-4700
東筑摩郡				
○	○	アクア	山形村1331-6	090-1433-6627
○	○	(株)ヤマジン	山形村7170-1	98-2261
北安曇郡				
	○	(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162
○	○	(有)テクノ安曇野	池田町大字会染3714-9	0261-62-7005
○	○	(有)トリイ	池田町大字会染2882-2	0261-62-8864
千曲市				
○	○	東亜化工機(株)千曲支店	寂蒔785-1	026-273-0123
県外				
○		(株)イースマイル	大阪市中央区瓦屋町3-7-3	06-7739-2525
○	○	(株)クラシアン	横浜市港北区新横浜1-2-1	0120-511-5111
○		ソーワテクニカ(株) 南信営業所	横浜市鶴見区駒岡3-18-17	0266-75-2126

道路

☎建設課 ☎52-0280

■道路損傷の通報

市道舗装のひび割れや陥没、穴（ポットホール）を発見した際は、市役所建設課まで通報をお願いします。

■長野県有料道路時間帯割引回数通行券の販売

長野県が管理する有料道路を通常料金の半額で利用できる「時間帯割引回数通行券」を販売しています。

●対象区画及び販売価格

区間	販売価格（10枚綴り）	
新和田トンネル有料道路	普通車	3,150円
	軽自動車	2,600円

●利用可能時間

午前6時～10時、午後4時～9時

●対象者

市内に住所があり、通勤、通学及び通院で有料道路を使用する人

●注意事項

販売価格は10枚1組の金額です。

販売数の上限は有料道路ごとに1人1回20組、年間60組までです。

割引回数券の払い戻しは行いません。

●販売時間

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

●販売場所

市役所2階建設課窓口

●購入方法

市役所2階建設課にある申込書（市ホームページからダウンロード可）に記入の上、購入してください。

※住所確認のため、運転免許証、パスポート、健康保険証などの本人確認ができる書類を持参してください。

※実際に回数通行券を使用する人以外の方が購入する場合は、申込書の委任の欄に押印するか、委任状を提出してください。

※長野県有料道路通行料金負担軽減事業が終了した場合は販売を中止します。

※事業内容は変更となる場合があります。

※新和田トンネル有料道路は、令和4年4月1日（金曜日）午前0時より無料化予定です。

■占用行為について

市が管理する道路や河川等において、工作物を設置し、継続して道路や河川を使用する場合には、法律や条令により当該管理者の許可が必要となります。

占用行為を行う場合は、申請書に必要な事項等を記入の上、事前に塩尻市役所建設課まで提出してください。
※占用行為には、占用料をお支払いいただく場合もございますので、事前に建設課までお問い合わせください。

●道路占用の申請について

市道敷に電柱や看板、工事用足場、街灯、水管等を設置又は埋設をする場合には道路法による道路占用許可申請が必要となります。

●公共物の占用について

市が管理する河川や用水路、認定外道路（赤線）、水路（青線）等の公共物において、横過物の設置等を行う場合には、公共物管理条例による許可申請が必要となります。

建築・住宅

問 建築住宅課 ☎52-0280

建築物等を建てる際は、建築確認申請を

建築物を建築される際は、建築確認申請が必要になります。また、床面積が変わらない屋根・外壁等の主要構造部の過半以上の修繕・模様替を行う際や、建物の用途を変更する際も、建築確認申請が必要になる建物があります。なお、準防火地域外で床面積が10平方メートル以下の増改築を行う場合は、建築確認申請が不要な場合もあります。

塩尻市役所で審査ができる構造・規模

建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物

- 特殊建築物で、床面積の合計が200平方メートル以下のもの
- 木造の建築物で2階以下かつ500平方メートル以下、高さ13メートル以下かつ軒高9メートル以下のもの
- 木造以外の建築物で階数が1、かつ延べ面積が200平方メートル以下のもの

工作物（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物の敷地に築造するものは除く）

- 高さが6メートルを超え10メートル以下の煙突
- 高さが4メートルを超え10メートル以下の広告塔、装飾塔、記念塔、その他類するもの
- 高さが2メートルを超え3メートル以下の擁壁

市営住宅等の入居資格

問 長野県住宅供給公社
塩尻総合文化センター内 ☎0263-87-7420

住宅ごとに申込資格等が異なるのでご注意ください。
各住宅とも入居者資格はすべての要件を満たす人が対象となります。

市営住宅

●入居者資格

- 現に住宅に困窮していることが明らかな人（持ち家が無い人）
- 現に同居し、又は同居しようとする親族（入居時に入籍できる婚約者を含む）がある人
※単身入居は、60歳以上あるいは身体障害者等一定の条件をみたす方のみ
- 現在、市内に住所、又は市内に一定の勤務場所を有する人
- 市税等を滞納していない人
- 所得が基準額以下である世帯であること（別表参考）
※世帯の年間総所得から各種控除額を引き12で割った金額が、一般世帯で15万8千円以下、裁量世帯で21万4千円以下であること
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと

●別表 世帯全員分の年間総所得額早見表

世帯人数	1人	2人	3人
一般基準（上限）	1,896,000	2,276,000	2,656,000
裁量基準（上限）	2,568,000	2,948,000	3,328,000
世帯人数	4人	5人	6人
一般基準（上限）	3,036,000	3,416,000	3,796,000
裁量基準（上限）	3,708,000	4,088,000	4,468,000

- 備考1：上記は同居親族控除（同居者と同居外扶養親族の数に380,000を掛けた額）以外の控除をしていません。
- 備考2：入居後に上記基準を上回った場合は、割増家賃の適用や明渡努力義務等が発生します。
- 備考3：裁量世帯とは、身体障害者1級から6級の方を含む世帯、精神障害者1級から3級の方を含む世帯、知的障害者A1からB2の方を含む世帯、中学校卒業前の子供がいる世帯、申込者が60歳以上の人で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯等

■特定公共賃貸住宅

(贄川団地A・贄川団地B・平沢団地・奈良井団地)

居住環境が良好な賃貸住宅が不足している地域にある中所得者対象の住宅です。

●入居者資格

- 現に同居し、又は同居しようとする親族（入居時までに入籍できる婚約者を含む）がある人
※ただし単身入居可能住宅である贄川団地Bを除く
- 現在、市内に居住し、又は居住しようとしている人で自ら居住するために住宅を必要としていることが明らかかなこと
- 所得が月額で15万8千円以上48万7千円以下の人
- 市税等を滞納していない人
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと

■榑川地区定住促進住宅

(宮下団地・奈良井宿中町団地)

榑川地区の定住人口の増大を図るための住宅です。

●入居者資格

- 現在、市内に居住し、又は居住しようとする人で、自ら居住するために住宅を必要としていることが明らかかなこと
- 市税等を滞納していない人
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと
- ※単身入居可能

■北小野地区若者定住促進住宅

北小野地区に若者の定住人口の増大を図るための住宅です。

●入居者資格

- 現在、市内に居住し、又は居住しようとしている人で自ら居住するために住宅を必要としていることが明らかかなこと
- おおむね40歳以下で構成する世帯の人
- 配偶者及び同居しようとする親族がある人
- 市税等滞納がない人
- 申込者の所得が家賃の2倍以上ある人
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと

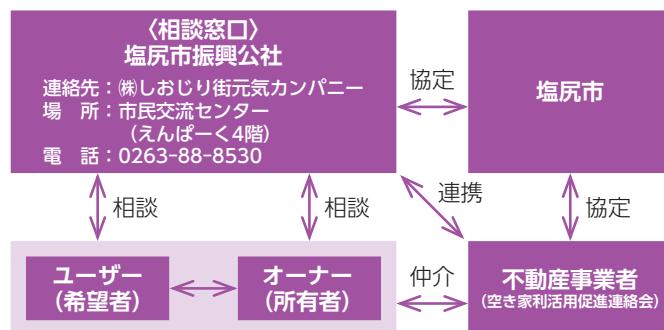
■空き家の相談について

塩尻市では、若者や子育て世代の市内定住につなげるため、多くが不良債権となっている「空き家」を定住者向け不動産商品とする取り組みを行っています。

行政と不動産事業者などによるサポート体制を構築し課題解決を行うほか、空き家を片付け又はリフォームもしくは更地化し、売却や賃貸物件化を促進するため補助金を整備しました。

また、空き家についての相談のワンストップ体制を構築するため(株)おじり街元気カンパニーに「空き家コーディネーター」を配置しました。

●サポート体制の流れ



●空き家補助金

事業名	対象経費	対象者	所在地区要件	補助率	限度額	その他の要件
空き家整備事業	●ごみ処理手数料 ●リサイクル料金 ●家財等処分委託費 ●敷地内にある樹木伐採・草刈に係る費用	●所有者(市外取得者含) ●利用者(賃貸)	●市内全域 ※土石流・急傾斜地の特別警戒区域は対象外	1/2	10万円	●空き家バンクへの登録 ●取得者は市外在住者に限る
空き家解体事業	●改修工事費	●所有者(市外取得者含) ●利用者(賃貸)			50万円	
空き家改修事業	●解体工事費	●所有者	●立地適正化計画による居住誘導区域	1/2	100万円	●旧耐震基準による空き家であること ●耐震診断を実施すること(木造)